附　則

（施行期日）

第一条　この省令のうち、第一条の五第三項の改正規定は公布の日から、第一号様式の二の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の自動車損害賠償保障法施行規則第一号様式の二による保険標章は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

告　示

○金融庁告示第百三十三号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者）保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百二十八号）第四条第一項第一号及び保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百三十三号）第一条第一項第一号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を次のように定め、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者）保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百二十八号）第四条第一項第一号及び保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件第一条第一項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年三月金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。

○金融庁告示第百三十四号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十八条第一項第四号及び第三項、第七十一条第二項、第八十七条第三号ロ、第百四十条第一項第四号及び第三項並びに第百六十二条第三号ロの規定に基づき、保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百二十八号）等の一部を次のように改正し、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

（保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件の一部改正）

第一　保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）から指定格付（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第五号に規定する指定格付をいう。以下同じ。）」を「適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。以下この項において同じ。）から格付（投資適格相当以上のものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、同号イ中「指定格付機関」を「適格格付業者」に、「指定格付を」を「格付を」に改め、同項第二号中「指定格付機関から指定格付を付与されておらず」を「適格格付業者から格付を付与されておらず」に、同号イ及びハ中「指定格付機関から指定格付」を「適格格付業者から格付」に改め、同項第三号中「指定格付機関から指定格付」を「適格格付業者から格付」に改める。

第五条中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

（保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件の一部改正）

第二　保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関」を「適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。）」に改める。

（保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（平成二十二年四月金融庁告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三　保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第百六十一条第一項第一号から第七号まで、第百六十二条第一号から第三号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（平成二十二年四月金融庁告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九備考4．の改正規定中「企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関」を「適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。以下同じ。）」に改める。

（保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件の一部改正）

第四　保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月三十一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件の一部を次のように改正する。

前文中「第四条第一項第一号及び」を「第四条第一項第一号、」に改め、「第一条第一項第一号」の下に「及び保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）別表第九」を加える。

本文中「第四条第一項第一号及び」を「第四条第一項第一号、」に改め、「第一条第一項第一号」の下に「及び保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第九」を加える。

○金融庁告示第百三十五号

保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）別表第九の規定に基づき、保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月三十一日から適用する。

平成二十二年十二月二十八日

金融庁長官　三國谷勝範

保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社）保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件の一部を次のように改正する。

前文中「第四条第一項第一号及び」を「第四条第一項第一号、」に改め、「第一条第一項第一号」の下に「及び保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）別表第九」を加える。

本文中「第四条第一項第一号及び」を「第四条第一項第一号、」に改め、「第一条第一項第一号」の下に「及び保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第九」を加える。